

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において入所者様の医療ニーズに対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療について、以下の条件を満たした場合介護報酬において評価されることとなりました。厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いた

所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次のとおりであること

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- ニ 蜂窩織炎

算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載しておくこと。

上記疾患により治療管理が行われた場合、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであること。

当該加算の算定開始後は、前年度の当該加算の実施状況について公表することとする。

所定疾患施設療養費算定状況

令和3年度

診断名	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	治療日数												
尿路感染	人数	3	1	4	2		2	4	3	4	3	3	4
	治療日数	11	5	20	8		4	17	14	18	9	12	15
带状疱疹	人数			2	1		1	1			1		
	治療日数			9	3		5	5			7		
蜂窩織炎	人数		1								2	3	
	治療日数		6								7	12	

【主な治療内容及び薬品名】

尿路感染	
投薬	シプロフロキサシン200mg、セフカペンピボキシル100mg、レバミピド100mg ソルデム3A500ml、ピペラシリンナトリウム1g、
検査・処置	尿検査、血液検査、点滴

带状疱疹	
投薬	ビダラビン軟膏3%、バラシクロビル500mg、
検査・処置	軟膏塗布、投薬

蜂窩織炎	
投薬	セフカペンピボキシル100mg、レバミピド100mg、ケトコナゾール軟膏、ゲーベン軟膏、 ソルデム3A500ml、ピペラシリンナトリウム1g、
検査・処置	患部洗浄、軟膏塗布、投薬